

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 5月 24日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者

住 所 大分市新栄町8番11号

氏 名 利光建設工業株式会社

代表取締役社長 利光正臣

電話番号 097-558-5555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	利光建設工業株式会社
--------	------------

事業場の所在地	大分市新栄町8番11号
---------	-------------

計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
------	--------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業・総合工事業
--------	-----------

②事業の規模	¥760,000,000
--------	--------------

③従業員数	36人
-------	-----

④産業廃棄物の一連の処理工程	産業廃棄物運搬業社、産業廃棄物処分業社と作業所ごとに契約し、産業廃棄物種類ごとに分別し中間処理(破碎)を行う。 例)木くずは破碎後、セメント工場にて熟原料として利用
----------------	---



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制
図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 2年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	金属くず	汚泥
排 出 量	2,836.6t	13.11t	4,909.13t	0.20t	193.34t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	金属くず	汚泥
排 出 量	2,840t	14t	5,000t	0.5t	200t

(今後実施する予定の取組)

受注工事において、コンクリート殻等発生で高盛土箇所がある工事では、発注者と協議を行い下部盛土材としての利用を行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
がれき類は工事施工時に直接積み込み運搬を行う。他は現場内に個々集積を行う。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
廃プラスチック類等は可能な限りコンテナボックス等に集積し分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 31年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	金属くず	汚泥
	全処理委託量	2,836.6t	13.11t	4,909.13t	0.20t	193.34t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,836.6t	13.11t	4,909.13t	0.20t	193.34t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	(これまでに実施した取組) 事業所ごとに産業廃棄物運搬業社、産業廃棄物処分業社と契約する。廃プラ、木くず等については、中間処理(破碎)後、熱原料としてサーマルリサイクルを促進する。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	金属くず	汚泥
	全処理委託量	2,840t	14t	5,000t	0.5t	200t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,840t	14t	5,000t	0.5t	200t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>事業所ごとに産業廃棄物運搬業社、産業廃棄物処分業社と契約する。 (実績と同様)</p>					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

1. 事業概要

当社は、土木工事及び舗装工事を取り扱っており、建築工事及び解体工事は取り扱っていない。

① 事業内容

工事内訳(令和2年度実績)

従業員数	36
資本金	3,000万円
年間完工高	¥760,000,000

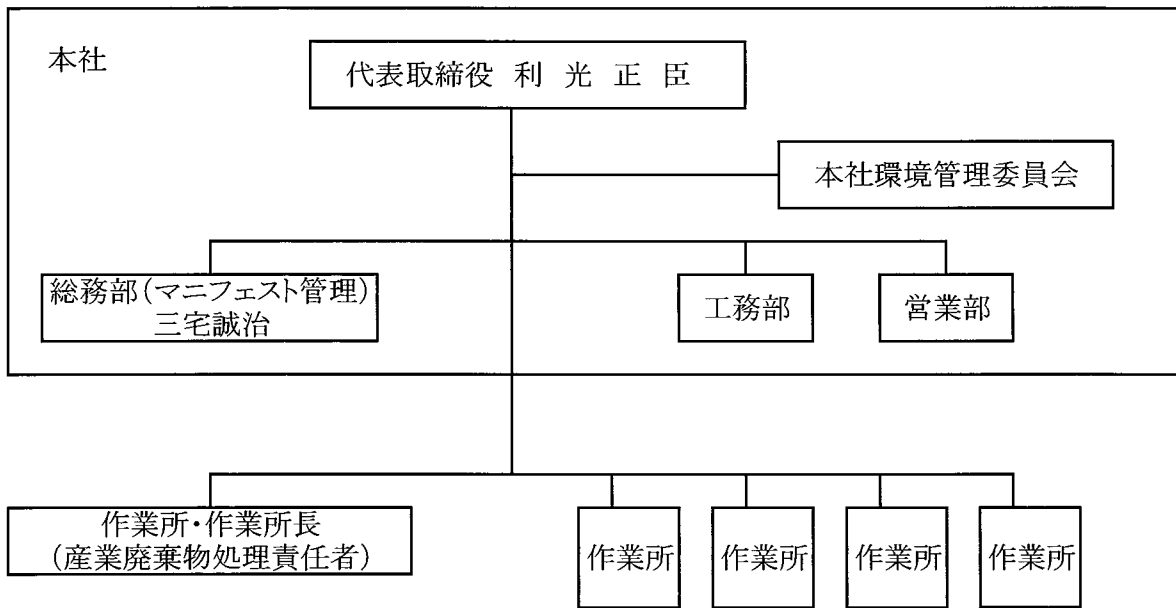
② 本社と作業所の業務

- イ. 本社の業務は工事の入札、契約、下請業者の選定と契約、工事代金の請求及び支払い、作業所の監督、作業所員の任命、行政への届出業務、作業所への安全パトロール等である。
- ロ. 作業所の業務は発注者との協議、関係機関との協議、施工計画の策定、近隣との調整、作業の監督等であり、作業所責任者は社長を代理する立場にあり、廃棄物処理の管理責任がある。各作業所には社員1名～3名程度で工事の遂行に当たる。作業所には1～5社程度の下請業者が施工に当たる。

管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

統括責任者		代表取締役 利光正臣
廃棄物担当		組織名:工務部 組織人数:16人
役割	本社環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関する検討 ・ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長 代表取締役 ・ 委員 工務部長、各作業所長 ・ 事務局 総務部
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 営業所の廃棄物管理規定の策定 ・ 廃棄物処理に関する検討に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ・ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ・ その他関係する事項

廃 棄 物 管 理 組 織 図



管理方針

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保する為、関係する法令その他の規則を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。

② 排出事業者の処理責任

発生した産業廃棄物の運搬及び処理を収集運搬業許可業者及び処分業許可業者へ委託する場合には委託契約の締結及びマニフェストの交付により収集運搬から処分に至まで確認し的確に管理する。

③ 目標の設定

建設業に於いては受注量及び工事の種別により廃棄物の排出量が異なる。当社の受注工事は公共工事が100%再生利用目的の中間処理場への搬出となっているが、発生した物の質によってはやむなく最終処分場への排出もある。最終処分量の削減、再生利用の拡大等については、数値目標及び達成時期を定め実施する。

④ 廃棄物処理への取り組み

イ. 発生の抑制

施工計画の段階において発注者及び作業所長との間で廃棄物の発生を抑制するための協議をもつ。

ロ. 再生利用

廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を使用する。

ハ. その他

含水比の高い土は抜気乾燥又は固化材等を添加し、指導を行う。

⑤ 産業廃棄物に対する知識の高揚

発生する廃棄物の種類、処理方法、処理に関する留意事項、又、発生場所での再生利用の検討等、機会あるごとに作業所長及び従業員に教育、指導を行う。

⑥ 環境全般に対する取り組み

イ. 環境汚染防止と資源の有効活用目指し産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。

ロ. 環境保全活動の推進、環境汚染の防止に努める。